

江戸時代の紀行文(1)「宇佐詣記」

コロナ禍の影響で旅行をするのも憚られる昨今ですが、そもそも旅行が庶民の娯楽として定着したのは江戸時代のことといわれています。福岡教育大学名誉教授の板坂耀子さんによると、江戸時代に書かれた紀行文は現在、2千500点ほど残っており、書名などからそのうち60点あまりが九州にかかわるものではないか、とされています。また、九州の紀行文によく登場するのは、長崎と太宰府で、この二力所については丁寧で詳細な記述がなされていることも指摘されています。

こうした紀行文のひとつに「宇佐詣記」があります。平戸藩士奥島景就おくしまかげなりの手になるもので、書名のとおり、宇佐宮参詣を目的とした旅行の記録です。文政2(1819)年9月11日に立出、従僕平次郎を従えての二人旅で、10月7日に家に帰りつくまでが記されています。

平戸から武雄・佐賀・久留米・日田を経て宇佐に入り、無事、宇佐宮参詣を済ませます。その後、求菩提山・彦山に登り、秋月を通って、9月25日、「武蔵の湯町」(二日市温泉)にたどり着き、温泉に入りました。翌26日、天拝山に登り、ふたたび湯町にもどり湯に入ってから、太宰府天満宮に向かいます。この日はあいにくの



雨だったことから、とりあえず「鳥居の前なる大津屋」にとどまりますが、その雨も夕方にはやんだので、「観世音寺・戒壇院・都府楼の跡」を訪れ、その時の様子を記しています。

この紀行文は、「奥島家文書」の一点として、現在、長崎県佐世保東漸寺のご住職を勤める奥島家に伝えられています。ご住職にお聞きしたところでは、この景就は絵が上手だったとのこと、この「宇佐詣記」でも要所々々に挿絵が描かれています。太宰府の周辺では、まず「武蔵湯町の図」があり、川沿いにある湯屋の様子がわかります。また、政庁跡周辺では、「観世音寺戒壇院都府楼之跡石礎図」という俯瞰図とあわせて「筑前御笠郡都府楼礎石遺在の図」および礎石の形状を描いた図が添えられ、礎石に関する所見が記されています。田圃のなかに点在して遺る大きな礎石は、その昔が忍ばれるものとして深く印象に残ったのでしよう。

この「宇佐詣記」については、『年報太宰府学』第8号(2014年刊)に、全文の翻刻とすべての挿絵を掲載していますので、ぜひご覧ください。

太宰府市公文書館

重松 敏彦しげまつ としひこ

町村合併の賜？国民健康保険と無医村の解消

昭和30（1955）年3月1日、いわゆる昭和の大合併で水城村と太宰府町が合併し、新太宰府町が誕生します。翌年明けの『太宰府町公民館報』では、難航の末成立した新町の船出が感慨と共に振り返られ、特記すべき事項の一つとして、町が国民健康保険に加入したことを挙げています（同31年1月25日号）。また、当時の町長森田久は、国民皆保険を目指す国の制度整備が進む中、「新町発足当時までは隣接町村のどこもやっていたいなかった」時から「当町は先鞭をつけて開始した」と国民健康保険に関する新町の周到な実施ぶりを後に誇らしく語っています（同34年2月25日号）。

確かに戦後の太宰府での国民健康保険制度設立の動きは

早く、旧水城村ではすでに同29年9月に組合を設立しています（『太宰府市史』によると、旧太宰府町では同24年に条例を制定するも機能せず）。国民健康保険事業については、当時町村合併計画の中でも協議が必要な事項として取り上げられており、まだ7か町村合併案（太宰府町・二日市町・水城村・御笠村・筑紫村・山口村・山家村）が有力な合併路線として進行していた時、筑紫郡旧御笠部町村合併促進協議会（同29年5月発足）の



厚生文化委員会では「各町村共に戦時中保険組合を設立してにがい経験をなめ」「おいそれと設立出来ない状況だが、すでに水城村が組合を設立しているの」「他町村はこれに追隨し加入出来るので、漸次全町に及ぼすよう計画」中と述べられており（『太宰府市史 近現代資料編』）、合併後は水城村に相乗りする形で事業を進めようと協議されていたことが分かります。

結局7か町村の合併は実現せず、最終的に太宰府町と水城村の2か町村が合併することになります。合併後の同30年9月には、当時「無医村」であった水城地区に念願の診療所が設立され（経営は社会福祉法人福岡県済生会に委託）、また旧太宰府町議会で再開の要望が出ていた国民健康保険条例も新町議会で可決、水城診療所設置と同時に新生制度がスタートしました。国民健康保険事業の比較的スムーズな展開は、新しい太宰府町にとって町村合併の恩恵の一つとなった、と言ってもよいのではないでしょう。

【バックナンバーはこちら】

ページID00007241

龍造寺胤栄の太宰府亡命

戦国時代も後半に入った天文16年（1547）9月、筑前国の守護大内義隆は早良郡戸栗・重富（現福岡市早良区・西区）の両所を、太宰府天満宮の社家の満盛院に返還しました。これは先に大内氏がこの地に半済（寺社の領地などで、年貢あるいは土地の半分を取り上げて別人に与えること）を実施し、半分为龍造寺胤栄に与えていたものです。

領主である満盛院の院主快間が、大内氏に返してくれるよう訴えを起こしており、これが聞き入れられたのでした。

ところで龍造寺胤栄という人物は、肥前国佐賀郡の龍造寺村（現佐賀県佐賀市）に本拠を置く龍造寺氏の当主で、後に戦国大名に成長した龍造寺隆信の義理の父に当たりま

す。当時、龍造寺氏は大内氏に従い、少弐氏とは敵対するようになっていました。後世の編纂資料による限りでは、同13年（1544）11月に少弐冬尚の重臣馬場頼周らの謀略によって、龍造寺一族は相次いで戦死し、同14年（1545）正月には少弐勢に攻められ本拠を追われて筑後国に退去したようです。その後、4月には本拠を奪回したとされていますが、同15年（1546）正月に再び少

弐冬尚らが龍造寺氏を攻撃し、胤栄は敗走して筑前国に逃れました。この時の亡命先は、太宰府と言われています。



～ 公文書館だより ③ ～

この一連の動きのうち、同時代に書かれた確実な史料によつて裏付けられる部分は非常に少ないものの、胤栄が大内氏を頼つて筑前に流れてきたことは確認できます。ただ滞在していた場所が太宰府かどうかは定かではありません。昨年の本誌10月号（No.1001）で、大内氏が他国から逃れてきた味方の人々を保護し、たびたび満盛院領の戸栗・重富において領地を与えていた話をご紹介したのに続き、ここでも義隆は同様に領地を与えたのでした。それが同16年9月以前に胤栄が肥前に復帰を果たしたため、満盛院の訴えにより返還されたのです。満盛院にとっては受難の繰り返しですが、亡命してきた人々にとっては、当面の生活を支える上で大いに助かったのではないのでしょうか。

【バックナンバーはこちら】

ページID7241

太宰府市公文書館 大塚 俊司

大宰府の所司について

古代の大宰府機構のなかには、たとえば防人司（防人の管理を行う部署）や蔵司（調・庸という税の管理などを行う部署）のように、その職務に応じて分課された所司（しょうし）が置かれていたことが知られています。今日の役所でいえば、税務課や建設課といった部署がこれらに相当するでしょうか。これまでの研究を総合すると、大宰府には、最大に見積もって26の所司の存在が指摘されています。

これらの所司については、古く竹内理三（たけうち りさ）さんの研究があり、それを承けて九州歴史資料館の倉住靖彦（くらずみ やすひこ）さんも検討を加えています。竹内さんは、これらの所司の多くが平安時代の史料に現われることから、平安時代を中心にそのあり方を検討しています。これに対して倉住さんは、『続日本紀』天平17（745）年8月己丑条にみえる「大宰府に管内諸司の印十二面を給う」という記事に着目し、すでに奈良時代に形成されたものもあると考えて、印を支給された12の所司について、その比定を試みました。倉住さんの検討は、その後の所司研究に継承されており、倉住さんの比定とは異なる見解も出されています。

さて、これらの所司に関するこれまでの研究を顧みるとき、いくつかの課題があるようです。ひとつは、倉住さんが指摘された所司の形成過程

についてです。倉住さんは、これらの所司には養老職員令大宰府条に規定された品官を母胎とするものと、大宰帥の職務内容の一部を分掌するものがあるとしています。この点はまだきちんと整理して検討されていないと思います。もうひとつは、それぞれの所司について、倉住さんが考察した奈良時代の所司形成と竹内さんによる平安時代における所司の展開をつなぐという方向性です。たと



えば出土文字資料の発見によって、所司のうちの政所、匠司、城司は奈良時代まで遡ることがほぼ確実とされています。特に政所は、平安時代の史料にもみられることから、この両者の関連や展開を検討する必要性があると思います。また、現在、蔵司という地名が残り、冒頭にふれた蔵司が存在したと推定される大宰府政庁跡西側丘陵では、九州歴史資料館による発掘調査が継続して行われており、倉庫群や区画施設などが確認されています。こうした新たな知見もふまえて、所司のあり方を検討することが求められています。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7421

大宰府市公文書館 重松 敏彦

明治37・38年の豪雨災害

明治38（1905）年は、5月の日本海海戦の勝利に世の中が沸き立った年です。太宰府でも6月には各町が曳物を出して祝いたい盛り上がりですが、翌7月末、この地域としては「未曾有の」豪雨災害に見舞われることとなります（町制施行61周年記念誌『太宰府』）。

福岡県は前年も遠賀川流域を中心に梅雨時期の大雨被害を受けており、「太宰府町議会事務報告」（『太宰府市史 近現代資料編』）によると、太宰府町では明治37年に洪水が発生し、御笠川に架かる石橋3カ所が破壊、里道1カ所が破損し、町の臨時費と関係者からの寄付金で、秋にかけて橋の架け替えと道の修繕を行っています。

ところが翌38年にも洪水が発生、その被害は前年をはるかに上回るものでした。架け替えたばかりの橋を含む、北谷から浦ノ城間の橋8基が陥落、また土地の崩落や道路の損壊等が100カ所近く発生する事態となります。新聞報道では、水城村でもインフラ被害の他、落雷被害や家屋の倒壊があり、また両町村や近隣の地域では前年に続き家屋への浸水

が起き（『九州日報』）、繰り返される被害に苦しめられています。

当時の事務報告書によると、太宰府町では明治38年の災害復旧工事に約307円が計上されていますが、これは前年の経費の実に7倍となり、町財政にもさらなる打撃を与えられたことが分かります。その内、橋の架け替え費用は多額の寄付により賄われており、37年には橋の再建費約30円の半分



が、38年には約160円の6割が寄付金で占められました。御笠川により分断されてしまう集落もあり早急な工事を必要とすることから、特に架橋は寄付に多くを頼っていたと思われます。

明治37・38年は当時の日本にとって、戦勝による「一等国」デビューという画期でしたが、少なくとも太宰府地域にとっては、2年連続で豪雨という災禍に苦しめられた受難の時期にもなりました。

【バックナンバーはこちら】

ページID7241

太宰府市公文書館 藤田理子

ふじた まさこ

筑紫氏、侍島を手に入れる

戦国時代前半の永正9年（1512）の閏4月、大内義興（筑前守護）の重臣杉興長（筑前守護代）が、御笠郡筑紫村のうち侍島12町の地を太宰府天満宮の社家の満盛院に返還しています。この侍島（侍島庄・侍島村とも）とは、現在の筑紫野市下見付近に当たると言われています。その背景には、以前に筑紫能登守（尚門か）という人物が、大内氏の味方に参じた恩賞として、満盛院領の侍島を手に入れたものの、後に息子の又次郎が敵である少貳方に戻ってしまったため、同地を大内氏に没収されてしまった、という経緯があります。

筑紫氏は、戦国時代には肥前国の東部（現在の佐賀県鳥栖市周辺）を本拠にして、境を接する筑前国・筑後国にかけて勢力を広げていた有力な領主ですが、もともと御笠郡筑紫村（現在の筑紫野市筑紫）が本領で、ここを名字として名乗っていました。能登守は侍島の地を、名字の地である筑紫村の内だという理由でしきりに大内氏に望み、

強引にこれを領有したようです。

ところが、実際のところ侍島は筑

紫村の内ではなく、永正9年に満盛院に返還する時、杉興長の家臣たちはそれを知っていたのにうっかり忘れ、間違つて「筑紫村内」と書いた文書を渡してしまったので満盛院に謝っています。恐らく大内氏側は、侍島を名字の地の内だとする筑紫氏の主張に当初は疑問を持たず、後になってそれが間違いだと気づいたのだらうと思われます。現状を地図で見ても、筑紫村があつた筑紫野市筑紫周辺と、侍島の故地とされる下見の間には宝満川が流れ、両者は隔てられています。



しかし永正16年（1519）3月に、大内義興はあらためて侍島〔下見村〕30町地を筑紫刑部大輔に与えま

した。また、それ以降も筑紫氏の領地として、「侍島」「志田美」の地名がたびたび史料に出てきます。侍島の地をめぐる満盛院と筑紫氏の争いは、簡単には解決しなかったようです。

【バックナンバーはこちら】

ページID7241

太宰府市公文書館

大塚 俊司

江戸時代の紀行文(2)

「太宰府紀行」

以前このコーナーで「宇佐詣記」という紀行文を取り上げました(令和3年11月1日号)。今回は「太宰府紀行」を紹介します。

「太宰府紀行」は、寛政8(1796)年の紀行文で、九州大学附属図書館に所蔵されています。作者は不明ですが、おそらくは津和野の人で、この本は作者の自筆稿本と考えられます。内容が具体的に興味深いこと、また訂正箇所が多数あってその制作過程がうかがわれることなどから、福岡教育大学名誉教授板坂耀子さんが全文の翻刻をしていますので、太宰府を中心に、その内容を垣間見てみましょう。

まず、「太宰府紀行」と題されていますから、太宰府を訪れるのが目的で、たとえば冒頭には「まだしらぬひの筑紫かた経回(けい)の志侍りて」(まだ知らない筑紫を巡り歩きたいという思いがあった)と記し、また「小屋の瀬(せ) (木屋瀬)宿の「右福岡道／左長崎道」と刻まれた追分道標(おきわけみちすゑ)では、「先ツ太宰府への志しなれば直ぐに長崎道へ掛り」(まずは太宰府へという思いなので、すぐに長崎道に入り)とも記しています。その後、米の山越えて太宰府に入った作者は、太宰府天満宮鳥居の脇の泉屋に宿をとります。

天満宮では、たまたま出会った別



当延寿王院(とうえんじゅおういん)の役僧中(やくそうちゅう)将なる人物に伴われ、「物かたり」しながらの参詣で、その様子は板坂さんがいわれるように、きわめて具体的に興味深いものです。

翌日にも天満宮を参詣、「あいそめ川」を見物、光明寺の渡唐天神を拝み、さらに観世音寺を参詣します。次に訪れた都府楼跡(とふろうあと)では「古えはこの辺都(へん)内裏の境地と聞えぬれども今は田野と変じ、まばらに礎石(せき)三四十ばかり残せり」「此辺に布目有て色々模様つきし瓦の欠など有、誠に旧物と見ゆ」などの感想を記しています。それからまた、ちよつと足を延ばして榎社、さらに二日市温泉を訪れた後、太宰府の宿所泉屋に戻ったのでした。

このように天満宮を参詣し、そして観世音寺・都府楼跡を訪れ、さらに二日市温泉まで足を延ばすという一連の行程は、以前取り上げた「宇佐詣記」にも共通するもので、これが江戸時代に流行したといわれる「さいふまいり」のひとつのパターンだったのかもしれない。

【バックナンバーはこちら】
ページID 7241

役場文書で見る発掘調査風景よもやま

昭和26(1951)年に設置された「大宰府の都制と文化調査会」は、大宰府史跡の本格的な調査研究のために九州大学・福岡県・文部省が協力して組織したもので、主に考古班・美術班・文献班に分かれて調査が進められました。中でも同年に考古班が九州大学の鏡山猛かがみやまたしを中心として行った地形実測調査は、戦後の大宰府における学術調査の嚆矢と言え、この成果を基礎に櫻杜境内や推定金光寺跡、松倉瓦窯跡などの発掘調査が行われていきました。

水城村役場の文書(旧社会教育課永年文書)には、「考古班調査計画に関して」と題されたペン書きの野紙一片があります。昭和26年6月9日



の日付印が押されたこの文書は、7月半ばから約1カ月間実施される実測調査に向け事前の打ち合わせ記録として作成されたものと思われる、調査班の寝食の手配や地元での承諾の取り付けなど、水城村側で準備すべき事項が記されています。調査には鏡山・日野開三郎ひのきざぶろうら教員の

他、夏休みを利用して九大の学生10人の参加が予定されており、宿泊場

所として「中学校静心亭」を提供、村役場が布団や蚊帳などの寝具を整え、1人1日150円と決められた食事の融通には地元の商店が応じたいらしいことがわかります。費用については調査会持ちだったとはいえ、長逗留となる若き調査隊十数人の受け入れはこの時期の村にとって大きなチャレンジの一つだったと想像されます。しかし同時に地元にとつてこの一大事件は、大宰府で今後展開される大調査を目の当たりにできるといふ、希代の体験の始まりでもありました。

県文化課が水城村教育委員会に宛てた昭和29年3月11日付の文書からは、当時学院中学校の生徒が発掘作業に参加していたことが分かります。生徒には、鏡山ら専門家に直接解説をもらうよう勧められており、うらやましいかぎりの学習の機会が発掘現場で設けられていたことがうかがえます。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241

筑紫氏、隈村を返還する

太宰府天満宮杜家の満盛院の領地をめぐって、戦国時代に引き起こされたトラブルに関する色々なエピソードを、これまで数回にわたって紹介しています。中でも大永6（1526）年には複数のもめ事が起きており、すでに取り上げた筑前国早良郡の戸栗・重富（本紙昨年10月号No.10001・本年1月号No.1004）以外にも、御笠郡の隈村（現筑紫野市大字隈周辺）をめぐって筑紫氏と争っています。

満盛院は、前年の同5（1525）年以来、領地の隈村12町の地を返還するよう、たびたび筑紫氏に訴えていました。ちょうどこの頃、満盛院は筑前国守護の大内義興に訴えて、各地の領地の安堵（領有を承認すること）を取り付けています。筑紫氏のものとなっていた隈村についても、これを機に大内氏の威光を背景に、取り戻そうとしたのだと思われます。これに対し筑紫氏は、当主の秀門は返還に納得したけれども、実行しないまま引き延ばしていました。その理由は、後室（先代の当



主満門の妻か）がこれに従わなかったからとされています。筑紫氏は同4（1524）年に当主満門が少弐氏の重臣馬場頼周に殺害され、秀門が跡を継いでまだ日が浅かったため、家の中が一つにまとまっていないう状態だったようです。ともあれ何とか同意を得て、隈村は満盛院に返されることになりました。

ところが、隈村をめぐる満盛院と筑紫氏の争いは、5年後の享祿4（1531）年に再燃しています。この時は筑紫一族の尚門が当事者で、同じ筑前国の龍造寺左衛門佐もこれに関与していたようです。そのため満盛院からの訴えを受けて、筑紫氏の当主正門と、水ヶ江龍造寺氏の当主家門の双方から、隈村を返還すると満盛院に伝えられています。その後も隈村をめぐる満盛院と筑紫氏の争いは解決せず、たびたび繰り返されていきました。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241

太宰府市公文書館

大塚 俊司

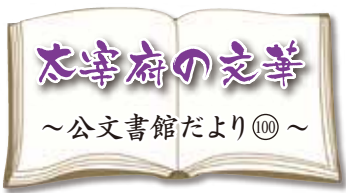
日唐律令比較研究の現在 （北宋天聖令の発見）

歴史を勉強していると、ひとつの資料の発見によってそれが大きく変わるということを経験することがあります。ここで紹介する北宋天聖令の発見もそうした一例でしょう。

古代の日本は、中国から律令という法律を取り入れて、それらによって国の仕組みなどを整えていきます。この時期を律令国家と呼ぶのは、そのことに由来しています。日本では江戸時代以来、中国

（特に日本が直接の手下とした唐）の律令と日本のそれとを比較して、共通点や相違点を探る比較研究が盛んに行われてきました。しかし、ここには大きな問題がありました。日本では、律令のうち令（今日の行政法に相当）の条文は、大半が条文の形で現在まで伝えられています。一方、中国ではこの令条文は失われていて、さまざまな書物に引用されたものから復原しなければならなかったのです。

ところが、1999年、中国寧波市の天一閣博物館で、北宋時代、仁宗朝の天聖7（1029）年のものとみられる令条文が発見され、2006年になってその全文が公開されました。しかもそこには、すでに施行されていたなかった唐令の条文も引載されていたのです。発見され



たのは全体の3分の1ほどですが、一定の手続きをふめば、日本令の条文との字句の異同といった細部に至るまで、かなり直接的な比較ができるようになりました。結果、これまで定説と考えられていた点に修正が加えられたものも少なくありません。天聖令の発見は、日唐律令比較研究にまったく新たな局面を切り拓くことになったのです。

私は、今、大宰府の軍事的機能を考えるために、防人制のことを調べていますが、関連する研究の中には、この天聖令を用いた日唐律令比較に触れたものもあります。防人のことは、令の中では軍防令という編目に規定されています。残念ながら発見された3分の1には、この編目は含まれていません。しかし、そこには日本の律令軍制や地方軍制を考える際に、重要な条文が含まれており、この日唐律令比較という観点を避けて通ることはできません。こうした点にも留意しながら、今後、検討を進めていきたいと考えています。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241